

豊島区政公報

昭和 26 年 12 月 10 日
 第 25 號
 發行所 池袋 1-642 番地
 豊島区役所
 編集 豊島区役所
 自 治 豊島区
 電話 大塚 (86) 1101-5
 印刷 株式会社
 文 林 堂 印刷 株式 會 社

昭和 26 年第 5 回 定例 区 議 会

… 11 月 6 日

十一月六日日本会議前に全員協議会が開かれ、全議員出席、本会議上程の各議案につき審議し、尙議事の進行等の協議があり終つて午後七時半より本会議に入り出席議員四十三名、森川議長開会を宣し、須藤区長の議会招集の挨拶があつて日程に入る。

日程は四十八件の多数に亘り、何れも担当の常任委員長から報告があつて、満場一致可決決定の後、最後の日程である選挙管理委員並に同補充員選挙の件は議長指名で次の如く夫々決定、同八時四十分閉会した。

- 日程第一報告第三号 寄附受領の件 (千早小学校、備品什器)
- 同第二報告第四号 寄附受領の件 (富士見台小学校、備品)
- 同第三議案第二六号 寄附受領の件 (仰高小学校、備品什器)
- 同第四議案第二七号 寄附受領の件 (駒込小学校、備品什器)
- 同第五議案第二八号 寄附受領の件 (葉鴨小学校、備品什器)
- 同第六議案第二九号 寄附受領の件 (清和小学校、備品什器)
- 同第七議案第三〇号 寄附受領の件 (時習小学校、備品什器)
- 同第八議案第三一号 寄附受領の件 (西葉鴨小学校、備品什器)
- 同第九議案第三二号 寄附受領の件 (大塚台小学校、備品什器)
- 同第一〇議案第三三号 寄附受領の件 (朝日小学校、備品什器)
- 同第一一議案第三四号 寄附受領の件 (池袋第一小学校、備品什器)
- 同第一二議案第三五号 寄附受領の件 (池袋第二小学校、備品什器)
- 同第一三議案第三六号 寄附受領の件 (池袋第三小学校、備品什器)
- 同第一四議案第三七号 寄附受領の件 (池袋第五小学校、備品什器)
- 同第一五議案第三八号 寄附受領の件 (高田小学校、備品什器)
- 同第一六議案第三九号 寄附受領の件 (雑司ヶ谷小学校、備品什器)
- 同第一七議案第四〇号 寄附受領の件 (高南小学校、備品什器)
- 同第一八議案第四一号 寄附受領の件 (日出小学校、備品什器)
- 同第一九議案第四二号 寄附受領の件 (目白小学校、備品什器)



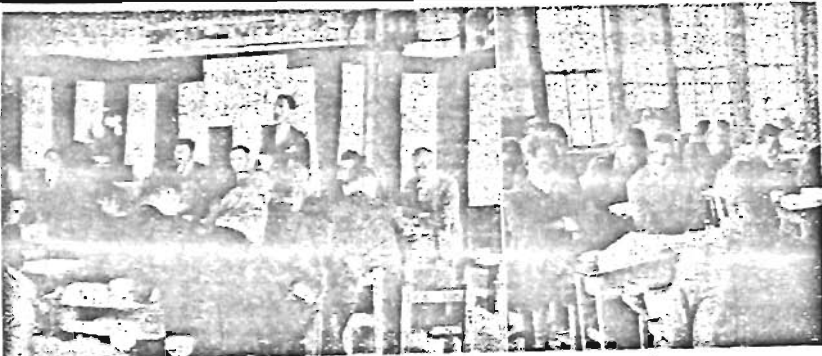
- 同第二〇議案第四三号 寄附受領の件 (長崎小学校、備品什器)
- 同第二一議案第四四号 寄附受領の件 (要町小学校、備品什器)
- 同第二二議案第四五号 寄附受領の件 (椎名町小学校、備品什器)
- 同第二三議案第四六号 寄附受領の件 (高松小学校、備品什器)
- 同第二四議案第四七号 寄附受領の件 (大塚中学校、備品什器)
- 同第二五議案第四八号 寄附受領の件 (西葉鴨中学校、備品什器)
- 同第二六議案第四九号 寄附受領の件 (池袋中学校、備品什器)
- 同第二七議案第五〇号 寄附受領の件 (道和中学校、備品什器)
- 同第二八議案第五一号 寄附受領の件 (高田中学校、備品什器)
- 同第二九議案第五二号 寄附受領の件 (雑司ヶ谷中学校、備品什器)
- 同第三〇議案第五三号 寄附受領の件 (長崎中学校、備品什器)
- 同第三一議案第五四号 寄附受領の件 (真和中学校、備品什器)
- 同第三二議案第五五号 寄附受領の件 (千川中学校、備品什器)
- 同第三三議案第五六号 寄附受領の件 (第十中学校、備品什器)
- 同第三四議案第五七号 寄附受領の件 (区役所第四出張所、建物並備品什器)
- 同第三五議案第五八号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第三六議案第五九号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第三七議案第六二号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第三八議案第六〇号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第三九議案第六五号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第四〇議案第六七号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第四一議案第六三号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第四二議案第六六号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第四三議案第六四号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第四四議案第六一号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第四五議案第六八号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第四六議案第六九号 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第四七 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)
- 同第四八 寄附受領の件 (区役所第五出張所、土地建物並備品什器)

- 同第四二議案第六六号 東京都豊島区ミシン使用條例制定の件
- 同第四三議案第六四号 東京都豊島区綜合体育場使用條例の一部を改正する條例の件
- 同第四四議案第六一号 東京都豊島区公園設置條例の一部を改正する條例の件
- 同第四五議案第六八号 昭和二十六年度より昭和二十七年に亘る継続事業の実施に関する件
- 同第四六議案第六九号 昭和二十六年度東京都豊島区歳入歳出追加更正予算(予算表別掲)
- 同第四七 東京都豊島区選挙管理委員四名選挙の件
- 同第四八 東京都豊島区選挙管理委員補充員四名選挙の件

区政地区 協議會開催さる

今回衛生豊島の確立を目途として豊島区衛生相談員(要綱別掲)を設置致す事と成りましたが、之が趣旨を徹底

区に於て夫々地区委員会を更に引続き十一月二十二日より別表日程に従い各地区に於て区政地区協力員の協議会を開催しました。



尚本協議会における協議事項及報告事項は次の通り一、協議事項

- 1、報告事項
2、出張所の取扱事務について
3、眞明皇后記念救護事業募金について
4、総務課世話係の設置について
5、基金審査委員会の設置について
6、地代家賃の改訂について
7、第二回豊島区優良生産品展示会開催について
8、第三期成人職業学校の開設について

淑女紳士のつどい

豊島区結婚相談所では、須藤区長に唱へられた十二月二日の日曜日を主唱として池袋西口大江戸におい淑女紳士のつどいを催した。このつどいには、海突破氏の司会で好評を博した。七名中当日参加された人々の内訳は、

Table with columns for age groups (年齢層) and gender (性別). Rows list counts for various age ranges from 20 to 60+ for both women and men.

四、本日の結果見込 見合をした数 十八組 決定の可能性濃き数 七組

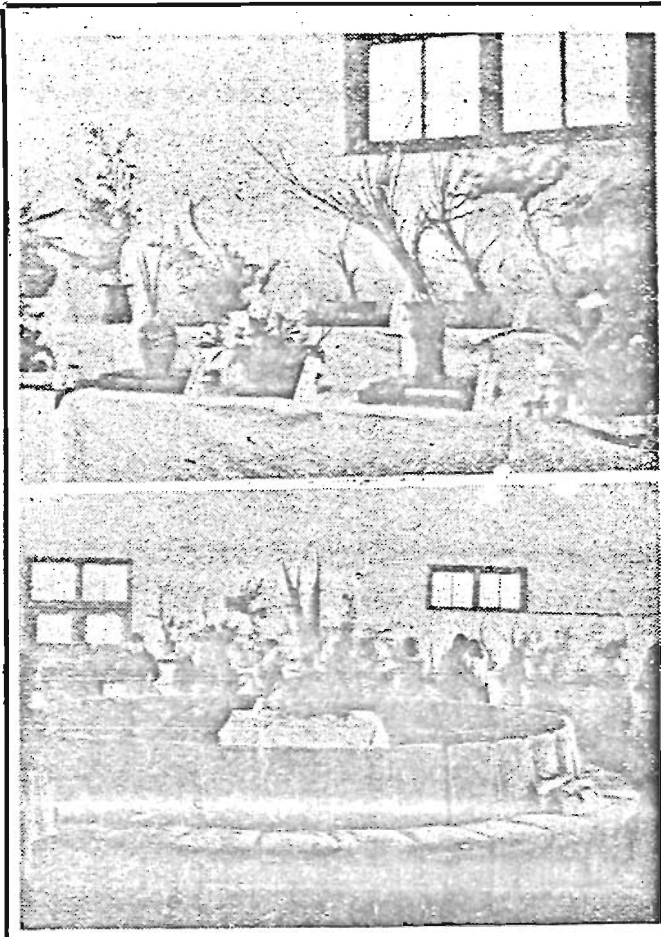
昭和 26 年度 豊島区歳入歳出追加更正予算

Large financial table showing budget details. Columns include '入 (単位圓)' and '出'. Rows list various income and expenditure items like taxes, salaries, and social welfare, with final totals at the bottom.

Table titled '日程' (Schedule) listing dates, regions, meeting times, and venues for various events.

豊島区選挙管理委員会委員同補充員が改選されました。本区選挙管理委員会委員、同補充員の任期は十一月十六日満了のところで、十一月六日の本区議会において改選せられた。

昭和二十六年 追加更正予算可決。今回の追加更正予算は、十月中旬より各種委員会を開催、慎重なる審議を重ねて来たが、この十一月六日の本区議会に於いて、十一月六日の本区議会に於いて改選せられた。



豊島区花道展覧會

○11月20日・21日○
 振興発展を計るため、豊島区役所、豊島区華道茶道文化連盟の共同主催により豊島区花道展覧會を十一月二十日、二十一日の二日間、区役所講場に於て開催、出瓶された。(写真はその会場)

豊島区に於ては区内の華道茶道家及び趣味者を網羅して豊島区華道茶道文化連盟が十月上旬発足を見ましたの月上の文化向上並びに豊島区華道茶道文化連盟の

七十五名の多数に上り議場一杯に展示一般区民の方々の鑑賞に供しました。当日鑑賞の区民の方に対し本式の茶室を二室設けてお茶のサービスを行ない茶道の普及をも行なつ

成人職業学校開講す

3期区
第豊
期間十二月一日より二十四日まで

本区に於ける成人職業学校も開設既に二回、数多くの優秀な技術者を職業に又職場に送り各方面の絶大なる好評を受けておりますが、今回更に区民の皆さんの強い要望に因るため各方面の協力を得て成人職業学校の第三期を開講することになりました。

十一月二十六日の受付開始にあつては受講希望者も前二回に比し各科目共定員の数倍に達し特に今回初めて試みられる明春中学卒業者を対象とした、珠算初級科、簿記科に至つては十数倍に達した状態でありました。

期間及科目、講師、校教場、は別表の通りであります。

尚、自動車運転科、酸素溶接科の二科目については受講者の設備を十一月三十日午前十時より区役所に於て行いました。

一、修業期間 十二月一日より二十四日まで三週間
 (一週、月、水、金、火、木、土の三日宛開講)

二、科目の内容 下表

三、授業時間 一科目 三〇時間 一日 三時間午後六時より 但し「自動車運転科」の授業日と授業日数は別に定める。

科 目	講義日	講 師
時習小学校	西塚鴨二丁目二八九番地	
洋裁科	月・水・金	菅谷洋裁 菅谷文子
地方公務員科	〃	豊島区役所 給務課長 佐々木英夫
珠算初級科	〃	国際家政学院 講師(珠算一級) 寺田昭二
自動車運転科	火・木・土	東京モーター普及会 板橋一雄外
珠算初級科	〃	珠算一級 荷田文雄
雑司ヶ谷中学校	雑司ヶ谷五丁目三〇番地	
科 目	講義日	講 師
酸素溶接科	月・水・金	東京労働基準局安全係長 野澤壽之外
英会話科	〃	雑司ヶ谷中学校 森 一郎外
珠算初級科	〃	東京珠算塾(珠算一級) 東原正彌
ラジオ科	火・木・土	東京都電氣研究所 波係長 小杉 彰外
簿記科	〃	雑司ヶ谷中学校 頼 宮 保
眞和中学校	椎名町二丁目一九〇五番地	
科 目	講義日	講 師
謄写印刷科	月・水・金	東京謄写印刷研究会理事長 守山義鎬外
簿記科	〃	長崎中学校 教 諭 山 崎 昇
自動車修理科	火・木・土	警視庁施設課 技師 安田晴雄外
家庭編物科	〃	東京高速編物学園助教 柳 内 正 子
珠算初級科	〃	千川中学校 教諭(珠算一級) 星 野 禎 男
自動車修理科実習場	文京區第六天町三(ヤサカ商会)	
自動車運転科実習場	新宿区戸塚町三ノ二六(東京モーター普及会)	
酸素溶接科実習場	豊島区高松三ノ一〇(吉田鉄工場)	

豊島区衛生相談員設置要綱

(2面より続く)

- 一、趣 旨

保健衛生思想の普及徹底を図ると共に、都区内の清掃美化防疫の効率的運営に協力し、衛生区豊島の確立を目的として、理解ある市民の全幅的協力の下に衛生相談員を設置するものとする。
- 二、名称と身分

豊島区衛生相談員と呼称し、区の嘱託員とする。
- 三、担任区域の設定

概ね一〇乃至一五世帯を一區画として担任区域を設定する。
- 四、定員と選定

全区を通じ概ね四〇〇〇名とし、一〇乃至一五世帯について一名の割合を以て、該地区内居住の保健衛生事業に理解と熱意を有する者(特に家庭婦人の積極的協力者を要請したい)の中から選定し、極度の協力を要請する。地区衛生相談員協会の決定を経て、区長に内申する。
- 五、嘱託と解嘱

(2)(1) 本人の申出又は地区委員会において、地区委員会に諮り解嘱する。区長は、二ヶ年とし再任を妨げない、期間の中途で交差のあつた場合後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 六、任期

二ヶ年とし再任を妨げない、期間の中途で交差のあつた場合後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 七、担当事項

(1) 保健所、清掃事業部出張所区役所土木課等公衆衛生機関を通じて行われる公衆衛生施策の周知徹底に關する。右の公衆衛生施策への協力に關する事。公衆衛生施策に對する区民の要望等。その他必要ある事項。
- 八、その他

(4) 本相談員に關する事務は地区委員会の書記及民生課員が之に當る。

地代家賃改訂の解説

今度の地代家賃の改正で、今までとちがうところは、土地家賃台帳に登録されてきた、賃貸価格の何倍という方法をやめて、土地家賃の新しい評価額を基準として、その倍率で改訂するものである。

一、地代について
 (1) 新しく市町村に於て、固定資産(土地)の価格を決定したその価格の千分の二、二が月額地代である。

例

(1) 地代の坪数	30坪
(2) 評価額	75,000円
(3) 計算の率	2.2 / 1000

75,000円 × 2.2 / 1000 = 165円

30坪の地代
 一坪当 5円50銭

その計算方法で地代と借地の位置、品位の優劣によつて差支えないが(総額に於て統制額に合致しないことが必要)これを都道府県知事に届出なければならぬ。

(4) 敷金は地代の三ヶ月分で、固定資産税は貸主の負担である。

(2) 家賃について
 新築建物全部に於ては、延坪(延坪)につき十二円(修繕費として)を月加算した額を加え、更に前の地代を加算したものが、訂算家賃である。

例

建物延坪数	20坪
評価額	265,000円
計算の率	2 / 1000

265,000円 × 2 / 1000 = 530円

修繕費として
 12円 × 20坪 = 240円

530円 + 240円 = 770円…純家賃

770円 + 165円 = 935円…月額家賃

(2) 前記の建物一部について、全部の家賃額に全部と一部の専用面積の比率を乗じた額を一部とする。一部の部屋の専用面積(延坪数)が五分の一であるときは、二百円となる。この専用面積とは、建物全部の床面積から廊下、階段、便所、洗面所等共用部分の床面積を除いた床面積をいう。共益費(共用部分の清掃及手入を貸主が行うときの費用である)を必要とするときは、一部の専用坪数に対し坪当り三十五円を乗じた額を加算する。一部の専用坪数に対し坪数を受領するときは、家賃の三ヶ月分に相当する額以下とする。固定資産税、及び建物主体の修繕費等は貸主の負担とする。

建築課住宅係にお問合せ下さい。不明な点については区建築課住宅係にお問合せ下さい。

各金融機関より合格通知を受けた方は、次の事に留意して下さい。

1. 申請書の提出は、設計審査申請書提出日より一ヶ月以内(設計審査申請書提出日より一ヶ月以内)に提出して下さい。
2. 設計審査合格後十日以内に貸付契約を金融機関に手続して下さい。
3. 貸付契約を締結すると同時に建築工事を着手し、一ヶ月以内第一回現場審査申請書を区建築課に提出し、上棟完了の審査を受けて下さい。

出張所長 事務協議会

(定例)
 十一月前期の事務協議会を九日正午より区役所二階会議室に開会、助役、総務、自治振興課長、区民係長、全所長、関係係員出席、左記事項を協議し午後三時三十分散会した。

記

- 一、行政区協力員の任期満了に伴う改選措置について
 - 二、行政区協力員協議会の開催について
 - 三、十一月期行政区委員会の一部繰上開会について
 - 四、豊島区衛生相談員の設置について
 - 五、総務課世話係の所管事務について
 - 六、塵芥処理強調運動の実施について
 - 七、出張所に対する事務移譲について
 - 八、その他
- (定例)
 十一月後期の事務協議会を二十日午前九時三十分より区役所二階委員会室に開会、総務自治振興課長、区民係長、全所長出席左記事項を協議し午前十一時散会した。
- 記
 一、行政区協力員協議会開催について
 二、その他

最近の土木事業

○長崎神社前より要町恵比壽通の舗装工事について
 椎名町三丁目(長崎神社)前至高松二丁目(板橋区境)延長約一六〇〇米)は今回、失業救済事業工事として、簡易舗装工事を施行することとなり、去る十一月十日より着手し竣工は本年度末の予定である。

○立教前通り舗装工事
 立教前通り舗装工事については、地元民各方面の注視的であつたが、今回舗装工事をすることになり、去る十七日請負入札を終り、いよいよ十一月二十日に工事を着手、来春早々には竣工の予定である。